

福岡県公報

平成二十四年十一月二十日
第三千四百四十八号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第百十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月二十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの項中

有料老人ホームさわやか大島壱番館

〃 〃 大島三ー三ー五一

を

有料老人ホームさわやか大島壱番館

〃 〃 大島三ー三ー五一

に改める。

住宅型有料老人ホームモナトリエ

〃 〃 魚町四ー三ー一八